

図書館利用と読書の関係性に対する考察

On the Relationship Between Library Use and Reading

長谷川 幸代

HASEGAWA Yukiyo

要 旨

図書館では、貸出サービス以外にも多様なサービスを利用者に提供している。しかし、利用の中心はやはり貸出サービスであり、公共図書館利用と読書量には正の有意な相関関係も確認されている。我が国では、様々な政策を通じて活字離れの改善や、読書によって情操や教養、創造性、想像力を養うような取り組みが行われてきた。その効果については検証の余地がある。

本稿では、子どもの読書冊数と不読率のグラフから読書状況の変化を確認し、読書活動に関係のある法律・施策の施行とその内容を確認した。その結果、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行とそれに付随する「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の施行により、読書離れの改善に効果があったことが示唆された。

ウェブ調査の結果からは、読書量と公共図書館利用頻度には有意な正の相関関係があることが分かり、また読書量と各種の図書館サービス（10種類）全てとの間に有意な正の相関関係が見られた。サービスには、直接読書と関係のないと思われるものも含まれており、読書量が多いと図書館の様々なサービスをよく利用する傾向があることが考えられる。このことから、今後は「読書目的の利用者には貸出サービスの充実を」というように対象者を限定しすぎないサービス提供のあり方も検討することができるだろう。

1. はじめに

現代の図書館は、資料の貸出や閲覧のみならず、多様なサービスを展開している。例えば、昨今のコロナウィルス感染症の拡大に伴い、多くの図書館はサービスを一時縮小せねばならなかった。そこで、増加傾向にあった電子的なサービスに対する需要はさらなる高まりを見せた¹。また、それ以前は、人々の対面での繋がりを重視したコミュニティの集いの場としても図書館は注目され、様々なテーマに基づいたイベントが開催されることも多かった。

図書館は、単なる読書のための資料提供の場ではないことは、周知されつつある。一方で、相変わらず図書館サービスで最も利用頻度の高いサービスは「貸出サービス」であり、また調査結果におい

て、図書館利用頻度と読書量には正の有意な相関関係が見られている²。図書館が読書の場や本の貸出の場だけでなく、多様な機能を兼ねそろえて発展的に利用者のニーズに対応していくことは重要であるが、近年の活字離れや読書率の低さに、伝統的な図書館機能をもって一石を投じることにも期待があらう。

我が国では、様々な政策を通じて活字離れへの対応や、読書によって情操や教養、創造性、想像力を養うような取り組みが行われてきた。一定程度の効果もみられるという見解もある。しかし、それがどの程度なのか検証されてはならず、明確な効果の把握により、さらに今後の方針を検討する必要がある。また、先に「図書館利用頻度と読書量には正の有意な相関関係が見られている」と述べたが、どのような利用傾向があるのかも明らかになれば、読書の促進に関連した図書館運営の将来の指標となったり、図書館サービス全体の方策を考えたりする材料となるだろう。

本稿では、図書館利用と読書との関連性についての法律、政策、諸データをまとめ、日本の政策と読書の変化について確認する。そして、図書館におけるサービス利用と読書量の関係性を明らかにしていく。

2. 背景

2.1 読書調査

2.1.1 平均読書冊数

まずは、定期的に行われている読書調査を確認しておく。毎日新聞社は、毎年読書調査を実施しており、読書量や読書環境、その他にもメディア接触時間等を継続的に把握する取り組みを行っている³。その内容には、「読書世論調査」と「学校読書調査」の二種類がある。それぞれの調査結果は、『読書

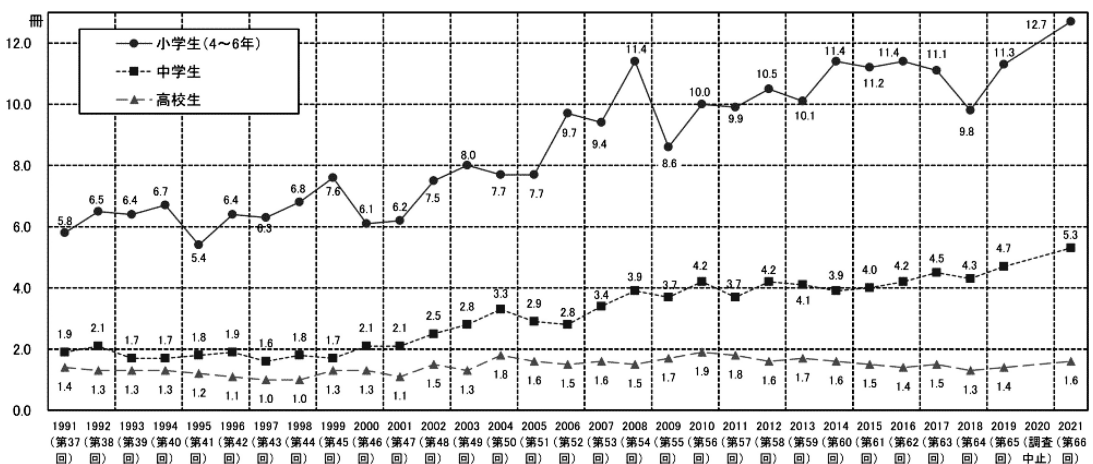


図1 「過去31年分の5月1か月間の平均読書冊数の推移」

出所：全国学校協議会「学校読書調査」の結果より⁴

世論調査』『学校読書調査』として纏められ、毎年刊行されている。読書調査の事例は多くあるが、継続的に行い結果を公表するものは少ないため、読書傾向の変化を知るうえで貴重な情報源となっている。

「学校読書調査」の結果の推移については、全国学校図書館協議会（SLA）のホームページ上で図1のようなグラフが示されている。

小学生、中学生、高校生それぞれの5月の平均読書冊数の調査結果をグラフ化したものである。一番下の高校生の結果はほぼ横ばいであるが、中学生と小学生の結果は全体的に見ると右肩上がりとなっていることが分かる。特に2000年と2001年を境に、上昇している様子が見られる。この時期は、後で述べるが「読書」に関連する法律や政策が整備され施行されている時期でもある。グラフの最も古い1991年の調査結果では、高校生が平均1.4冊、中学生が1.9冊、小学生が5.8冊となっている。最近の2021年の調査結果では、高校生平均1.6冊、中学生5.3冊、小学生12.7冊となっており、いずれも増加が見られ、中学生と小学生の増加が顕著である。

2.1.2 不読者の割合

また、同じく全国学校図書館協議会（SLA）のホームページには、図2のような「不読者の割合」のグラフも掲載されている。不読者とは、一定期間に一冊も読書をしなかった人を言い、この調査では実施している5月中に読書をしなかった人を示している。不読者の割合を不読率と呼んでいる。

このグラフからは、最も不読者が多いのが高校生、次いで中学生、小学生となっていることが分かる。2001年以降は全体的に右下がりの減少傾向が見られ、やはり平均読書冊数と同様に2001年あたりの時期を契機に変化が生じている。グラフ中の最も古い1991年では、不読者の割合は小学生で10.7%、

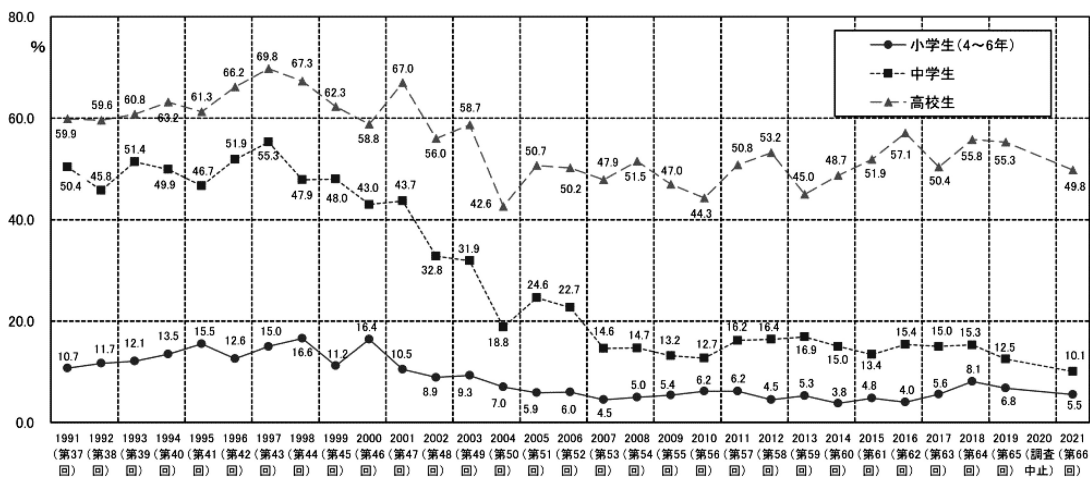


図2 「過去31年分の不読者（0冊回答者）の推移」

出所：全国学校協議会「学校読書調査」の結果より⁵

中学生で50.4%，高校性では59.9%と，中高生は過半数となっている。最も新しい2021年の結果を見ると，小学生5.5%，中学生10.1%，高校生49.8%と減少していることが明らかである。特にその傾向は，中学生で顕著である。

2.2 読書に関連する主要な法令と政策

2.2.1 子どもの読書活動の推進に関する法律

2001年（平成13年）には、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されている⁶。この法律は，第一条に記されているとおり，子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする法律である⁷。第二条には，以下に示すような基本理念が掲げられており，読書活動が自主的にいつでも行うことができるような環境整備を推進すべきであることが明確になっている。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は，子どもが，言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

その他にも，国の責務（第三条），地方公共団体の責務（第四条），事業者の努力（第五条），保護者の役割（第六条），関係機関等との連携強化（第七条），子ども読書活動推進基本計画（第八条），都道府県子ども読書活動推進計画等（第九条），子ども読書の日（第十条），財政上の措置等（第十一条）というように，全十一条の条項が規定されている。これによれば，国や地方自治体は子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し，実施する責務を有する。事業者においては，子どもの読書活動が推進されるよう，子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとされており，公共及び民間組織が子どもの読書活動の推進のために役割を果たすべきであるという姿勢が見られる。

また，衆議院文部科学委員会における附帯決議として，政府は以下の六つの事項に配慮するべきであるとの文言が記載されている。

- 一 本法は，子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり，行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し，子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し，子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

一項からは、あくまでも読書活動は自主的なものと位置づけられていることが分かる。先の本法の第二条（基本理念）にも示されていたが、読書活動があらゆる機会とあらゆる場所で可能となるようには、環境を整備することが必要である。それに対して附帯決議の三項では、各種図書館の整備充実に、四項では図書購入の自主性の尊重を掲げている。読書環境をより良いものにするためには、図書館の整備及び資料としての図書の充実が欠かせない。しかし、それはあくまでも自主的な活動の支援という位置づけと解釈できる。

この「子どもの読書活動の推進に関する法律」制定の背景には、子どもの読書習慣の未形成という問題があり、それに対処するために、2000年を「子ども読書年」とする衆参両院の決議がなされ、この年に国立国会図書館国際子ども図書館が開館した⁸。その後も、読書離れの傾向を改善するべく、様々な動きが見られている。

2.2.2 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

前述の「子どもの読書活動の推進に関する法律」第八条第1項に「政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない」と規定されている。これにもとづき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されている。2002年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次）」が閣議決定され、その後2008年（第二次）、2013年（第三次）、2018年（第四次）と四度にわたり計画が策定されてきた⁹。

第一次の計画が決定した2002年の資料を確認すると、子どもが自主的に読書活動を行うことできるような環境の整備を推進するため、平成14年度～18年度（2002年度～2006年度）にわたるおおむね5年間の施策の基本的方向と具体的な方策が立てられている¹⁰。計画概要のポイントは四つあり、一つ目は「家庭、地域、学校を通じた、子どもが読書に親しむ機会の提供」、二つ目は「図書資料の整備などの諸条件の整備・充実」、三つ目は「学校、図書館などの関係機関、民間団体等が連携・協力した取組の推進」、最後に四つ目は「社会的気運醸成のための普及・啓発」である。学校での「朝読書」

による読書習慣の形成も含まれており、活字離れや不読率の高さに対する方策が検討された結果と考えられる。専門職である司書の正規職員の人員は年々減少するばかりではあるが、そういった人材の必要性が示唆される内容となっており、実情とはなかなか一致しないという問題点も浮かび上がる¹¹。

最新の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」では、中学生までの読書形成が不十分であること、高校生になり読書関心の度合いが低下していること、スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性があることに対して、読書習慣の形成に向けて発達段階ごとの効果的な取組を推進すること、友人同士で本を薦め合うなど読書への関心を高める取組を充実させること、情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析を行うことを主な改正のポイントとして掲げている¹²。第四次における主な方策のポイントは、①発達段階に応じた取組により読書習慣を形成、②友人同士で行う活動等を通じ読書への関心を高める、という二点である。そのための具体的な取組が詳細に検討されているが、そのうちの「学校等」と「地域」での取組内容を図3、図4に示す。

「学校等」における取組としては、幼稚園・保育所における絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備が掲げられている。計画の本文中には、「幼稚園、保育所等は図書館の協力を得て、発達の段階に応じた図書を選定することが望ましい」と記されており、図書館職員の図書選定のスキルを活かした活動によって貢献できよう。また、本文中には示されていないが、図書館との連携によるアウトリーチサービスの利用、団体貸出の実施によっても取組の実現が可能になると考えられる¹³。小・中

学校等

【幼稚園・保育所等】

- ◆ 幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

【小学校、中学校、高等学校等】

- ◆ **学習指導要領を踏まえた読書活動の推進**
 - ・ 児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実(学校図書館の計画的な利活用)
 - ・ 障害のある子供の読書活動の促進
- ◆ **読書習慣の形成、読書の機会の確保**
 - 全校一斉の読書活動、卒業までの読書目標の設定、子供による図書紹介 等
- ◆ **学校図書館の整備・充実**
 - ・ 学校図書館図書整備等5か年計画の推進
 - ・ 学校図書館図書標準の達成
 - ・ 情報化の推進
 - ・ 司書教諭・学校司書等の人的配置促進

地域

- ◆ 図書館未設置市町村における設置
設置率(H27)：市98.4%、町61.5%、村26.2%
- ◆ **図書館資料、施設等の整備・充実**
 - 移動図書館の活用、情報化の推進、児童室等の整備、障害のある子供のための諸条件の整備・充実 等
- ◆ 図書館における**子供や保護者を対象とした取組の企画・実施**
 - ・ 読み聞かせ会等の企画・実施
 - ・ インターネット等を活用した情報提供
- ◆ **司書・司書補の適切な配置・研修の充実**
- ◆ 学校図書館やボランティア等との**連携・協力**
 - ・ 学校図書館や地域の関係機関との連携
 - ・ ボランティア活動の促進
 - ・ 地域学校協働活動における読書活動の推進

図3 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」推進のための主な方策【学校等】
出所：文部科学省、「子ども読書の情報館」¹⁴

図4 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」推進のための主な方策【地域】
出所：文部科学省、「子ども読書の情報館」¹⁵

学校・高等学校では、読書活動の推進、読書習慣の形成、読書の機会の確保が挙げられる他、学校図書館の整備と司書教諭・学校司書といった人的な配置の促進についても言及されている。情報化の推進の項目も存在するが、あくまでも読書という行為を促すことが中心であり、その環境整備のためには学校図書館が大きな役割を果たすこと、本と人を結ぶ人的な配置が重視されているということだろう。

「地域」における取組では、図書館での資料、設備の整備と充実、子供や保護者を対象とした行事・イベントの企画と実施、及び司書・司書補の配置と研修といった養成にも力点が置かれている。また、外部の学校図書館やボランティアとの連携・協力によってより読書を推進しようという姿勢が見られる。

学校等及び地域での取組の共通点は大きく三点にまとめられる。読書推進のための様々な活動を行うこと、そのためには資料・設備の双方の面から図書館の整備が欠かせないこと、人的配置の重要性が示されている。そして、特に地域での取組に掲げられている読書活動を推進するための連携・協体制についても学校との関連が深く、検討していくべき事項である。

2.2.3 文字・活字文化振興法

2005年には、「文字・活字文化振興法」が制定された¹⁶。背景には、2003年に経済協力開発機構(OECD)が発表した「生徒の学習到達度調査 (Programme for International Student Assessment ; PISA)」に、日本の高校生の読解力が低下しているというデータが示されたこと、出版不況による出版界からの要請、大人の方こそ読書離れがあるという認識等が存在する¹⁷。このような中で、文字・活字文化の振興を図ることが重要な政策課題とみなされるようになった¹⁸。この法律での「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたものを読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産ということが、第二条によって定義されている。

主な目的を簡潔に示すと、文字・活字が人類の長い歴史の中で果たしてきた役割にかんがみ、文字・活字文化の振興に関する施策の推進を図り、知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することにある(第一条)。基本理念では、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならないことが掲げられており(第三条1)、生涯教育の実現や、そのための社会教育施設の整備の必要性が垣間見られる。学校教育においては、教育の課程全体を通じて、読む力と書く力、言語に関する能力の涵養に配慮されなければならないと規定されている(第三条3)。第一条から第三条までの重要な点を述べたが、その他に、国の責務(第四条)、地方公共団体の責務(第五条)、関係機関等との連携強化(第六条)、地域における文字・活字文化の振興(第七条)、学校教育における

言語力の涵養（第八条）、文字・活字文化の国際交流（第九条）、学術出版物の普及（第十条）、文字・活字文化の日（第十一条）、財政上の措置等（第十二条）と続いている。

学校教育における言語力の涵養として、教育職員の養成及び研修の充実や、その環境整備の充実のために司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当する職員の充実、図書館資料の充実、情報化推進のための物的条件の整備等に関して必要な施策を講じるよう言及している。先に挙げた、PISAの結果や活字離れの状況を意識した施策であるという感がある。

また、地域における文字・活字文化の振興では、市町村は図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるよう、必要な数の公立図書館の設置と適切な配置に努めるよう規定している¹⁹。さらに、国及び地方公共団体については、公共図書館が適切な図書館奉仕を住民に提供できるよう、司書の充実等人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備、その他運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるよう明記されている。

これらのことから、文字・活字文化の振興において、図書館の役割に期待されるところが大きいことが分かる。

3. 法律・施策の制定が読書活動に及ぼした影響

2章では、平均読書冊数と不読率の変化、読書に関連する法律と施策の制定を確認した。読書調査による小・中学生、高校生の平均読書冊数は、特に小中学生で年々上昇傾向にあり、またその傾向は2000年から2001年以降に顕著であった。不読率は、小・中学生、高校生ともに2000年から2001年を境に大きく減少傾向が見られた。

法律と施策面では、「読書活動」に大きく関連する「子どもの読書活動の推進に関する法律」が2001年に制定されており、付随する「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が2002年に閣議決定された。その後も、2008年（第二次）、2013年（第三次）、2018年（第四次）と計画は連続して改訂されている。

これらのことから、「子どもの読書活動の推進に関する法律」は十分な効果をあげることができたと言ってよいだろう。また、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が定期的に見直されていることで、その効果が継続可能となって効果をもたらしていることが予測される。特に、小・中学生に見られる読書冊数の増加は、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次）で言及されている朝読書の習慣化の結果とも捉えることができる。その取組においては、学校等の教育課程、図書館、地域等の連携が基盤になっている。第四次の計画の中では、資料、設備、さらに人的な支援を念頭に読書活動を支えていく様子が示されており、特に人的な支援の配置と養成に力を入れ、専門性の高い支援をするという施策になっているが、その結果がどのようなになるかは今後の調査により確認していきたい。この第四次の計画に関連して、長谷川栄子らは公立図書館と連携した学校図書館教育について検討を行った。相互の連携の目的は、何よりも子どもたちが、自ら本を手にとって読

書に親しむことにあり、その効果は、①子どもたちを主体的な読者にする、②他者との感じ方の違いに気付き本への興味を持つ、③学校組織として学校図書館教育の充実を図る気運が生まれる等に現れることが分かっている²⁰。

4. 読書と図書館利用の関係

学校での読書活動や学校図書館の取組がある程度の効果をもたらした可能性は、前章までで明らかとなった。ここでは、公共図書館の利用と読書の間の関連について考察を行う。公共図書館には多様なサービスが存在しているが、実際には「貸出サービス」のみ知っているという人々が多い。そして、図書館の貸出利用が多い人ほど読書をするであろうということは、容易に想像できよう。ここでは、各種図書館サービスの利用状況と読書の関連性を分析する。

4.1 利用データと分析方法

2020年3月6日から2020年3月11日にかけて、「fastask」によるウェブ調査を行った。回収サンプル数は630で、調査対象者の年齢と性別の人口構成比は、概ね前年の総務省統計局より公表されている日本の人口構成比と同様となるように設定した。各年齢層は5歳間隔とし、15歳以下と70歳以上はまとめて人口割合と同様となるように割り振っている。

質問項目には、読書量、インターネット利用時間、公共図書館利用サービス等が含まれているが、本稿では関連のある「読書量」と「公共図書館利用サービス」に関する項目を対象として分析した。分析方法は、二つの相関関係を示すケンドールの τ （タウ）を利用した。

4.2 読書量と公共図書館サービス利用の関係

まず、読書量（1か月の読書冊数）と公共図書館利用頻度の相関を確認した。1か月の読書冊数は、全く読まない、1冊、2冊、3冊、4冊、5冊以上の6段階で質問し、公共図書館利用頻度は、11段階（ほぼ毎日、週に4から6回程度、週に2から3回程度、週に1日程度、月に2から3回程度、月に1回程度、2から3か月に1回程度、4から6か月に1回程度、年に1回程度、ほとんど利用しない、全く利用しない）で質問している²¹。相関係数は0.358（ $p < 0.01$ ）で、有意な正の相関関係が確認された。

続いて、読書量と各種図書館サービスの利用状況との相関を確認した。公共図書館サービスの種類は、本・雑誌の貸出、本・雑誌の館内閲覧、新聞の閲覧、調べもの、視聴覚資料（CDやDVDの貸出）、インターネットでの予約、自習の席利用、図書館員への調べもの相談、イベントの参加、館内のパソコン利用の10種類を分析対象とした。サービス利用頻度は、全く利用しない、ほとんど利用しない、たまに利用する、よく利用する、の4段階で質問している。読書量と各種図書館サービスの利用状況との相関係数は表1に示す通りである。全ての種類のサービスにおいて有意な正の相関関係が

表1 1か月の読書量と各種図書館サービスの相関

	1か月の読書量(本)
本・雑誌の貸出	.298**
本・雑誌の館内閲覧	.250**
新聞の閲覧	.179**
調べもの	.167**
視聴覚資料(CDやDVD等)の貸出	.147**
インターネットでの予約	.250**
自習の席利用	.163**
図書館員への調べもの相談	.155**
イベントの参加	.179**
館内のパソコンの利用	.138**

(**p<0.01)

見られた。特に、本・雑誌の貸出と館内閲覧、インターネットの予約は他よりも高い数値となっているが、これは直接読書に関係のあるサービスであるので当然の結果といえよう。

その他、視聴覚資料の利用やイベント参加等、直接読書とは関わりのないサービスも有意な数値となっている。これは、読書量が単に図書館の貸出サービス利用と関係するだけでなく、図書館におけるサービス利用全体と関係があると考えられる。

ウェブ調査結果を用いた分析からは、読書量と公共図書館利用については有意な正の相関関係があることが改めて確認でき、読書量が多いと図書館サービス利用全体の利用頻度が高くなることが分かった。

5. まとめ

本稿では、子どもの読書冊数と不読率のグラフから読書状況の変化を確認し、次いで読書活動に関係のある法律・施策の施行とその内容を確認した。その結果、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行とそれに付随する「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の施行により、読書離れの改善に効果があったことが示唆された。また、「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が継続的に改正を重ね公表されていることで、その効果が現在も継続されていると予想できる。

次に、ウェブ調査の結果から、読書量と公共図書館利用頻度には有意な正の相関関係があることが分かり、また読書量と各種の図書館サービス(10種類)全てとの間に、数値は小さいながら有意な正の相関関係が見られた。サービスには、直接読書と関係のないと思われるものも含まれており、読書量が多いと図書館の様々なサービスをよく利用する傾向があることが考えられる。つまり、貸出以外

の図書館利用も多くなるということになる。

読書活動を推進する法律や施策には、図書館に関する取組にも言及されていた。読書そのものだけでなく図書館利用に対してのハードルが下がり、他の様々な図書館サービスを利用しているのだと考えることができれば、図書館が実施している、あるいはこれから実施しようとしている貸出に限らない多様なサービス利用が読書活動とともに広まっていく可能性がある。本稿からその因果関係は推測できないが、図書館が読書活動を推進するとともに、読書活動によって図書館利用全体が高まっていくことができるのではないだろうか。今後図書館サービスを展開していく際には、読書目的の利用者には貸出や閲覧、読書案内のサービスを、視聴覚資料の利用目的の利用者には視聴覚資料提供サービスの充実をと対象者を限定して行うのではなく、利用者全体を対象者として想定し、多様なサービスの利用機会を提供していくことも一つではないだろうか。

6. 今後の課題

今回の分析を通じて、時系列データの重要性が感じられる。データの変化が見られる時には、その背景には今回の法律や施策の制定のように何らかの原因が存在していることが多い。図書館利用や読書活動を高めていくのであれば、それを検証するために時系列データの取得の継続が極めて重要である。これは、自治体、国、世界といったあらゆる規模で実施されることが望ましい。

本稿では、調査データの分析は全体的なものにとどまっている。しかし、各層別に分析を行うことで、見えなかった傾向などが把握できると考えられる。今後は、より詳細な分析を課題としたい。

【注・参考文献】

- 1 間部豊. コロナ禍における非来館型サービスとしての電子図書館・電子書籍の状況と今後の課題と展望. 図書館雑誌. 2020, vol. 114, no. 9, p. 513-515.
- 2 長谷川幸代. 人々の情報収集における態度とメディア選択: 情報収集の状況と個人的な経験・環境による影響をふくめた分析. 第10回情報プロフェッショナルシンポジウム. 独立行政法人科学技術振興機構, 一般社団法人情報科学技術協会主催. 情報プロフェッショナルシンポジウム予稿. 2013, p. 139-143, <https://doi.org/10.11514/infopro.2013.0.139.0> (参照2021/11/29)
- 3 毎日企画サービス調査部. 読書世論調査 学校読書調査, 2021
<https://www.mainichi-ks.co.jp/m-research/dokusyo.html> (参照2021/12/06)
- 4 全国学校図書館協議会. 第66回学校読書調査2021年「学校読書調査」の結果, 2021
<https://www.j-sla.or.jp/material/research/dokusyotyousa.html> (参照2021/12/06)
2020年は、新型コロナウイルス感染症の流行のため調査を実施していない。
- 5 前掲4)
- 6 後藤敏行. 図書館の法令と政策, 2016年増補版. 2016, 樹村房. p. 43-46.

- 7 e-GOV 法令検索. 平成十三年法律第百五十四号 子どもの読書活動の推進に関する法律, 2015. 8. 1
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413 AC 1000000154> (参照2021/12/08)
- 8 国立国会図書館国際子ども図書館. 国際子ども図書館について: 概要: あゆみ
<https://www.kodomo.go.jp/about/outline/history.html> (参照2021/12/10)
全面開館は, 2002年となっている. 開館に先立ち, 1995年に「国立の国際子ども図書館設立を推進する全国連絡会」, 「国際子ども図書館設立推進議員連盟」が設立された.
- 9 国立国会図書館国際子ども図書館. 読書活動推進に関するこれまでの動き, 2021/4/28
<https://www.kodomo.go.jp/promote/plan/history.html> (参照2021/12/12)
- 10 「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の「概要」, 「本文」, 「関係資料」等は以下のサイトから確認できる.
文部科学省. 子ども読書の情報館
<https://www.kodomodokusyo.go.jp/happyou/hourei.html> (参照2021/12/12)
「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画 (第一次)」の概要
- 11 公共図書館の司書・司書補の専任職員は2006年から2011年の間に13.7%減少している. 対して, 兼任職員は39.5%, 非常勤23.7%, 臨時6.6%, 委託・派遣259.3%の増加となっており, 正規雇用の難しさがうかがえる.
糸賀雅児, 葉袋秀樹. 図書館制度・経営論. 樹村房, 2013. (現代図書館情報学シリーズ2) p.188 7-1表
「公共図書館の雇用形態別職員数」参照
- 12 前掲10)「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画 (第四次)」の概要
- 13 図書館における「アウトリーチサービス」とは, 図書館のサービスポイントから比較的遠い地域に住む人々, あるいは老人・病院・身体障害者・受刑者など何らかの理由で図書館を訪れることのできない人々のために, 図書館側から出向いて行く各種サービスの総称である. また, 「団体貸出」とは, 公共図書館が学校や学校図書館, 会社, 福祉施設などの団体に対して, 図書館資料を貸し出すことをいう.
今まど子, 小山憲司. 図書館情報学基礎資料. 樹村房, 2016. (p. 85, p. 109)
- 14 前掲10)「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画 (第四次)」の概要
- 15 前掲10)「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画 (第四次)」の概要
- 16 e-GOV 法令検索. 平成十七年法律第九十一号 文字・活字文化振興法, 2015. 8. 1
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=417 AC 1000000091> (参照2021/12/11)
- 17 PISA の過去のデータは, 以下のサイトより参照可能.
Programme for International Student Assessment ; PISA Data.OECD
<https://www.oecd.org/pisa/data/> (参照2021/12/11)
- 18 前掲6) p. 46
- 19 ここでの「図書館奉仕」は, 図書館サービスを指す. 図書館法においても「図書館奉仕」という語を充てているが, かつて「library service」を「図書館奉仕」と日本語訳した名残といわれている.

図書館利用と読書の関係性に対する考察

- 20 長谷川栄子, 松田智子. 公立図書館と連携した小学校における学校図書館教育. 奈良学園大学紀要. 2019, no. 11, p. 125-133.
- 21 公共図書館利用頻度は, 分析時に利用頻度が高い方が高い数値となるようにした.